

一般財団法人 日本郷土民謡協会のご案内

目 的

本協会は、日本の郷土芸能である民謡民舞の保存育成及び普及を図り、日本文化の向上に寄与することを目的とする。

組 織

本部役員として相談役若干人、理事3人以上、（業務執行理事6人以内）、業務監事3人以内、評議員3人以上、地区連合会会長、支部長、一支部20名以上で結成する。

事 業

本協会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、 民謡民舞の最高権威者による講習会・演奏会・研究会の開催
- 2、 各郷土に現存する民謡民舞の発掘・採譜・録音・伝承。
- 3、 各郷土に埋もれている民謡民舞の調査。
- 4、 最優秀技能者の芸能保存。
- 5、 民謡民舞に関する刊行物の発刊。
- 6、 民謡民舞の保存・育成・伝承・普及活動。
- 7、 会員、一般公募を募り、技術向上と親睦を深めるため各種大会の開催。
- 8、 功労者の表彰
- 9、 指導者資格者の認定。
- 10、 全国各地に対する指導普及の支援。
- 11、 その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

指導者の認定

公認指導員・公認教師・公認教授・名誉教授の認定制度を設け、公認指導員と公認教師は試験によって合格者を認定する。公認教授は公認教師認定後、5年経過した優秀者を認定する。名誉教授は原則として支部長とし、本部選考委員会の推薦により認定する。

表彰制度

協会に長く在籍し、技能や功績のあった会員に対し、名人位、民謡栄誉章・郷土民謡文化章・技能章・功労章・郷民章・鳳凰章・有功章が授与される。

表彰の種類と規定

- 1、 名人位
民謡界の発展に顕著であった者、技芸が至宝に値する者に授与する。
- 2、 民謡栄誉章
技能章又は功労章を受章し、特に協会の発展に顕著であった者に授与する。
- 3、 郷土民謡文化章
民謡文化の普及発展に貢献した者に授与する。
- 4、 技能章
特に技能の優れていると認められた者に授与する。
- 5、 功労章
特に功績に著しい者に授与する。
協会・地区連合会で貢献度の高い者に授与する。
- 6、 郷民章
協会行事に功績のあった者に授与する。
地区連合会の大会で当日役員を務め、
連合会長が妥当と認められた者に授与する。
- 7、 鳳凰章
75歳以上で、協会・連合会の大会で当日役員を務めたもので、
地区連合会長が妥当と認めた者に授与する。
- 8、 有功章
在籍3年以上で、支部役員としての実績のあった者に授与する。

支 部

会員20人以上（小学生以下の子供の数は含まず。）を支部と認める。
特例措置として、新支部5人以上を支部と認める。

会 員

協会の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

（会員）

本協会の目的、事業に賛同する団体及び個人は、理事長の承認を得て普通会員となることができる。

（賛助会員）

前項に規定する団体及び個人で、本協会の活動に賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

（特別賛助会員）

前各項に規定する以外の団体及び個人で本協会の目的及び事業に賛同する者は特別賛助会員となることができる。

（団体特別法人会員）

本協会の趣旨に賛同し、後援する団体は、理事長の承認を得て団体特別法人会員となることができる。

会 費

会員は入会するとき年会費を支払い、毎年納入しなければならない。

年会費は会員の種別に応じ下記のとおりとする。

- 1、 会員（中学生以上） 一人 2,000円
- 2、 子供会員（小学生以下） 無料
- 3、 賛助会員 一口 20,000円
- 4、 特別賛助会員 一口 30,000円
- 5、 団体特別法人会員 一口100,000円

会員の特典

会員は次の特典を享受する。

- 1、 会員は連合大会に出場できる。20名以上の支部を原則として優秀者は春季大会（関東地区）・全国大会へ個人、団体として出場できる。但し、詳細については各連合会で決める。
- 2、 本協会の発行する会報を受けることができる。
- 3、 指導者認定試験を受験できる。
- 4、 本協会が主催する研修会・講習会に参加することができる。

協会の主な年間行事

- 1、 創立記念祝賀新年会・各章授与祝賀会
- 2、 理事会・評議員会
- 3、 各地区連合会大会
- 4、 指導者認定試験（公認教師・公認指導員）
- 5、 物故者慰霊祭と回忌法要
- 6、 郷土民謡民舞春季大会（関東地区参加）
- 7、 地区連合会会長会議
- 8、 靖国神社みたままつり出演
- 9、 青少年みんよう全国大会
- 10、 郷土民謡民舞全国大会
- 11、 指導者認定授与祝賀会

出場費

- 1、 春季大会・全国大会のコンクールへ出場する会員
個人 2,000円
団体 5,000円
- 2、 春季大会・全国大会のコンクールへ出場する一般公募者
個人 25,000円
団体 50,000円

入場券の購入

1、 春季大会の場合

入場者は全員入場券が必要で、関東地区連合会の会員全員に1枚の割り当て（プログラムを含む）があります。

2、 全国大会の場合

(1) 入場者は全員入場券が必要で関東地区連合会の会員全員に1枚の割り当て（プログラムを含む）があります。

(2) 地方地区は出場者全員に1枚の割り当てがあります。なお、地方地区の出演しない会員にはプログラム1冊の割り当てがあります。

特例措置

既存の支部は現状の対応をとり、新支部、新会員の入会を容易にするため、こらからの入会者を対象に次の事項を認め、協会の拡充発展を図る。尚、詳細については各地区連合で定める。

新支部の人数

5名以上（小学生以下の子供の数は含まず）を新支部として認める。

（各地区連合に所属する）

個人会員

年会費12,500円を納めれば認める。（各地区連合に所属する）

団体会員

新規団体会員を1名の会員として認めて登録し、年会費60,000円とする。

（各地区連合への所属は一任）

結 言

以上、協会の大要について述べましたが、皆様には全貌が把握できたものと思います。端的に申しますと、必要最低限の陣容で最大の効果を上げるため、時代の変遷に対応した、民主的で効率性の高い組織運営を実践しており、他団体に比べ、年会費、出演料、プログラム等も安く、更に、全国大会等への出演枠も多く、技倆等も優れ、尚且、審査方法にも評価が高い誇れる協会です。是非皆様のご入会をお待ちいたします。